資料 5-1

小児がん医療従事者育成事業

国立成育医療研究センター 小児がんセンター 富澤 大輔

小児がん中央機関の役割

H24年9月7日(H26年2月5日最終改正)厚生労働省健康局長通知

- (1) 小児がんに関する相談支援の向上に関する体制整備を行うこと。 また、小児がん患者・経験者の発達段階に応じた長期的な支援のあり 方について検討すること。
- (2) 小児がんに関する情報を収集し、広く国民に提供すること。
- (3) 全国の小児がんに関する臨床試験の支援を行うこと。
- (4) 小児がん拠点病院等に対する診断、治療などの診療支援を行うこと。
- (5) 小児がん診療に携わる者の育成に関する国内の体制整備を行うこと。
 - (6) 小児がんの登録の体制の整備を行うこと。
 - (7) (1)から(6)の業務にあたっては、患者、家族及び外部有職者等による 検討を踏まえて行うこと。

過去3年間の取り組み

• 平成26年 再発・難治小児白血病をテーマに 症例検討および講演

• 平成27年 小児脳腫瘍多職種チーム研修

• 平成28年 小児がん長期フォローアップ研修